

原議保存期間	3年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁乙生発第1号、乙官発第1号
乙刑発第1号、乙交発第1号
乙備発第3号、乙サ発第1号
令和6年3月6日
警察庁次長

繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進について
(依命通達)

繁華街・歓楽街の安全・安心の確保については、「繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けた総合対策の推進について(依命通達)」(令和3年3月12日付け警察庁乙生発第3号ほか。以下「旧通達」という。)に基づき、主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察を中心に諸対策を推進してきた。

その一方、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが、特殊詐欺等の犯罪によって蓄えた資金を風俗営業等の事業に充てたり、違法な風俗店、性風俗店、賭博店及びスカウト行為等に関わり、その収益を有力な資金源としていたりする実態がうかがわれ、さらに、こうした犯罪組織の中には、インターネットやSNSの利用等によって、潜在化の傾向を強めているものもある。警察としては、繁華街・歓楽街対策の強化が、単なる局地的な問題を越え、匿名・流動型犯罪グループに対する戦略的な取締りを図る上で極めて重要であることを踏まえ、警戒の空白を生じさせることのないよう、部門横断的な取組により、犯罪組織の活動実態や資金の流れを解明するとともに、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締りを強力に推進する必要がある。

また、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保については、「「世界一安全な日本」創造戦略2022」(令和4年12月20日閣議決定)においても、「健全で魅力あふれるまちづくり(繁華街・歓楽街)を推進するため、商工会、地域住民、地方公共団体等における問題意識の共有、客引きやスカウト行為等の迷惑行為の取締り及び排除活動、風俗関係事犯及び組織犯罪の取締り、雑居ビル等からの犯罪組織の排除等を推進する」とされている。

これらを踏まえ、繁華街・歓楽街の安全・安心の確保に向けて、下記のとおり、引き続き総合対策を実施することとしたので、各都道府県警察にあつては、各都道府県の繁華街・歓楽街の実情に応じ、実効ある対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

命により通達する。

記

1 推進体制の確立等

(1) 主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察

主要な繁華街・歓楽街を管轄する都道府県警察（北海道警察、宮城県警察、埼玉県警察、警視庁、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、京都府警察、大阪府警察、兵庫県警察、広島県警察及び福岡県警察。以下「指定都道府県警察」という。）にあつては、重点的な取組を必要とする地域（以下「対象地域」という。）を選定した上で、次のとおり、推進体制の確立及び推進計画の策定を行い対策を推進するものとする。対象地域の選定後は、随時、対策の進捗状況及び繁華街・歓楽街の実態を把握し、必要に応じて、対象地域、推進体制及び推進計画の見直しを行うものとする。

ア 推進体制の確立

指定都道府県警察は、警察本部及び繁華街・歓楽街を管轄する警察署において、関係各部門の横断的な連携等が可能な推進体制を確立する。

イ 推進計画の策定

指定都道府県警察は、これまでの対策の検証を行い、その結果明らかとなった問題点等を踏まえ、下記2の対策の重点を具体化した施策、推進方策等を盛り込んだ推進計画を策定する。

(2) 指定都道府県警察以外の県警察

指定都道府県警察以外の県警察は、必要に応じて、対象地域を選定するものとする。この場合、上記(1)アのとおり、推進体制を確立するとともに、上記(1)イのとおり、推進計画を策定し、対策を推進する。

なお、推進体制や推進計画については、随時、必要な見直しを行うものとする。

2 対策の重点

次の重点に従って対策を推進するものとする。

(1) 繁華街・歓楽街における暴力団や匿名・流動型犯罪グループをはじめとする犯罪組織の実態解明及び取締りの徹底

従来の枠組みにとらわれない連携を構築するなど、部門の枠を超えて、風俗営業等やこれに関与している疑いのある犯罪組織に関する情報、犯罪収益の流れに関する情報等の積極的な収集を行い、繁華街・歓楽街における犯罪組織の実態解明を強力に推進する。

また、実態解明の結果を踏まえ、部門の枠を超えて、違法風俗営業等の風俗関係事犯や、薬物の密売、みかじめ料の徴収、恐喝等の犯罪組織による資金獲得犯罪、不法就労、偽装結婚等の偽装滞在事犯、人身取引事犯、少年の健全育成を阻害する事犯を取り締まるとともに、犯罪収益の確実な剥奪を図るなど、犯罪組織の壊滅・弱体化と繁華街・歓楽街における風俗環境の浄化に資する取締りを強力に推進する。この際、時代の変化とともに繁華街・歓楽街における風俗環境にも変化があることを踏まえ、ホストクラブ等の売掛金等に起因した売春事犯や、いわゆる「押し活」に起因し

た児童の性被害等の原因を生み出しているものへの取締りを徹底する。

(2) 商店街等や自治体と連携した犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体等

繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、商店街、商工会議所、商工会、地域住民等（以下「商店街等」という。）や自治体と連携しながら、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組や取締りにより生じた空きビル、空き店舗等に違法な風俗店等が入居することを阻止するための取組を推進するなどして、繁華街・歓楽街からの犯罪組織、違法風俗店等の排除及び犯罪インフラの解体等を推進する。

(3) 商店街等や自治体との協働による迷惑行為の防止と街並みの改善

商店街等や自治体に対して、犯罪の発生状況、個別の対策の現状や推進上の課題等を説明し、問題意識を共有した上で、商店街等や自治体との協働により、客引きやスカウト行為、特定の地域で常態的に行われる売春目的の勧誘、非行の深度が進んだ少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締りその他の排除活動を積極的に推進する。また、商店街等や自治体との協働により、迷惑行為を誘発する要因や街の景観を害する要因を排除するための街並みの改善を推進する。

さらに、自治体が行う新たなまちづくり事業の把握に努め、その計画段階から積極的に関与することにより、まちづくり事業が安全と安心に配慮されたものとなるよう図る。

3 留意事項

推進計画の策定及びその実施に当たっては、犯罪抑止対策、犯罪インフラ対策その他諸対策における各種取組との連動に配慮すること。